










# 家庭ごみの正しい出し方

〈保存版〉  
広尾町

指定ごみ袋で出してください。指定ごみ袋は、町指定の各小売店で買い求めください。

R4.4.1現在  
見やすいところに貼りご利用ください

資源ごみ	カン	びん	ペットボトル	発泡スチロール	ダンボール	紙パック	新聞紙・チラシ	本・雑誌	プラスチック製容器包装
									
	市販袋	市販袋	市販袋	ひもかけでも可	ひもかけ	ひもかけでも可	ひもかけ	ひもかけ	市販袋
	●市販袋は透明または半透明のごみ袋を使用してください。								

### 燃えるごみ

- 生ゴミ
  - 魚の骨、野菜くず、果物くず
  - ティッシュなど
  - 紙オムツ
- 植木の枝・木ぎれ (太さ5cm以下)
- タオル・衣類・下着類
- 皮革製品

◎植物の枝等は、おおむね長さ1m、直径50cm以内にひもでしばり、40%の指定ごみ袋を1枚しばり付けて出してください。

### 燃やせないごみ

- 卵のから、貝がらなど
- 食用油

◎食用油は、紙か布にしみこませて出してください。

◎生ゴミの水分はよく切って出しましょう。

### 燃やさないごみ

プラスチック、ビニール、ポリ、ゴム製品

- ポリ容器
- ゴムホース等
- ビニール系おもちゃ
- ビデオテープ等
- ゴム製品

### 燃えないごみ

- 金属類
- 陶磁器類
- ガラス類
- 金属製おもちゃ
- カメラ・ラジオ・トースター
- 乾電池
- 簡易ガスボンベ
- 灰
- ネコの砂

◎危険ごみは新聞紙等にくるんで袋に入れ、燃えないごみの日に出してください。

◎ネコの砂、乾電池、灰はそれぞれ分別して出しましょう。

### 雑紙

- 雑紙 (リサイクルできる)
- 混ぜてはいけないもの

●紙コップ・カップ麺、ヨーグルトなどの容器、カップ麺のふた・タバコの箱 (中の銀紙、フィルムの残ったもの) ・ティッシュ、ペーパーナプキン、ウェットティッシュ・金、銀などが混入した紙、捺染紙、臭いのついた紙 (線香の紙など) ・プラスチックなどを張り合わせた複合材・写真・シール等

### ★ごみ袋の種類と価格

種類	燃えるごみ	燃やせないごみ	燃えないごみ
10リットル (10枚)	300円	300円	300円
20リットル (10枚)	500円	500円	—
30リットル (10枚)	900円	900円	900円
40リットル (5枚)	600円	600円	—

### 注意事項

- ◎分別されていないルール違反のごみや指定袋に入れていないごみは収集しませんので、きちんと分別し指定袋に入れて出してください。
- ◎資源ごみは無料です。指定ごみ袋はありませんので、市販の透明または半透明のごみ袋に入れて出してください。
- ◎資源ごみは種類ごとにそれぞれの袋等で分別して出してください。
- ◎カン・ビン・ペットボトルの中身は完全に押し出すので、キャップは必ずとって出してください。

### 大型ごみ

- テーブル
- 机
- ソファ
- タンス
- ベッド
- 本棚
- スキー
- 自転車

◎大型ごみを廃棄したい場合は、別途周知の大型ごみ収集日程表をご確認ください。

◎指定ごみ袋に入りきれないものは大型ごみで出しましょう。

収集区域 (町内会)	月	火	水	木	金
駅前、並木町、錦町、錦通、公園	燃えない資源	燃える	燃やせない	燃える	プラスチック製容器包装
茂寄、7丁目、8丁目、9丁目、10丁目、11丁目、12丁目、13丁目	燃やせない	燃えない資源	燃える	プラスチック製容器包装	燃える
音調津、桜、山フンベ、中広尾、新生、野塚市街、野塚、豊似市街、紋別、東豊似	燃える	燃やせない	燃えない資源	燃える	プラスチック製容器包装
北樺、栄町、丸山5丁目、桜が丘、丸山南7丁目、つつしが丘、こぶしが丘	燃やせない	燃える	プラスチック製容器包装	燃えない資源	燃える
上浜、入舟、会所、防人、緑町、朝日、5丁目、6丁目	燃える	燃やせない	燃える	プラスチック製容器包装	燃えない資源

### 町で収集しないもの

※次のものはごみとして収集しません。

- 家電リサイクル対象製品 (5品目)
  - 洗濯機
  - 冷蔵庫
  - テレビ
  - エアコン
  - 冷凍庫
- ※これらの商品は買い替え時に引き渡すか以前に買った小売店に引き取ってもらう等してください。
- 事業系ごみ
  - ※事業系ごみとは、店舗、会社、工場、事業所などの事業活動によって発生するごみのことです。
- 衛生センターで処理できないもの
  - タイヤ・ホイール・バッテリー等自動車部品
  - エンジンオイル・バイク・ガスボンベ
  - 消火器・農薬類・農機具・漁網・ロープ
  - 建設廃材 (物置等を取り壊した廃材や鉄板も含まれます)
- ※販売店、専門業者にご相談ください。
- 産業廃棄物として法令に規定されているもの

★ごみに関するお問い合わせ  
広尾町役場 住民課環境生活係

**2-0171** (内線116)

・南十勝環境衛生センター (ごみ処理施設) **5-2810**

**パソコン**

業者が宅配で無料回収します  
リネットジャパン(株)  
0570-085-800

**小型家電**

役場1階の回収ボックスに出すことができます  
(30cm×30cm以下の家電)

